# 新発田地域 広域事務組合 報

### ~お知らせ~

本紙中面で紹介している住宅用火災 警報器の設置により、火災を早期に発見 したケースが管内でも報告されていま す。警報器の事例・効果を確認し安心

置・点検を行いましょう!



# 広域交流施設「虹の里交流館」からのお知らせ

## ~お得な回数券を販売しています~

新発田広域クリーンセンターに隣接する虹の里交流館では、平成27年1月から入館料1回分(200円)が無料になる、お得な6枚綴り(1,000円)を販売しています。

館内には「虹の湯」や「多目的運動場」もありますので、ご家族・友人等でご利用ください。 また、虹の湯では毎月第1、第3日曜日に「変わり湯」も実施していますので、ぜひお越しく ださい。





開館時間:9:00~21:00(入浴は10:00~20:30)

(11月~3月は閉館20:00、入浴は19:30まで)

休館 日:毎週水曜日(休日の場合は翌日)

12月29日~1月3日

休憩室・休憩ホール:あり

食 堂:なし(持ち込み可)

※施設内での飲酒は出来ません。

入館料:大人 200円(小学生以下は無料)

回数券6枚綴り 1,000円

※多目的運動場については、利用できない時期・時間 帯がありますので直接施設へお問い合わせください。 また、専用使用には、入館料のほかに別途料金がかか ります。

9 6 9 0

問い合せ: 虹の里交流館

新発田市藤掛639-1 TEL 0254-23-9775



# 住宅用火災警報器の設置について 消防職員が訪問して調査を行っています

住宅用火災警報器は、平成23年6月からすべての住宅に設置 が義務づけられています。

消防本部では、警報器の設置状況を調査するため、消防職員が 皆様のお宅を訪問し確認させていただく場合があります。その際 には、事前に地域へ回覧等でお知らせしますので、ご協力願いま す。また、訪問した際に取り付け方法や管理の仕方など、不明な 点があればご遠慮なくご質問ください。

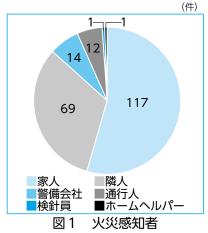


消防本部 予防課 伊藤消防副士長



いざというときには、日頃の確認が大切です。以下の項目について 各家庭でチェックし住宅火災を未然に防止しましょう! また、毎年1回は動作確認を行いましょう!

設置の時のチェックポイント!	
○寝室に煙感知式の警報器を設置している。	
○寝室が2階にある場合、階段に煙感知式の警報器を設置している。	
〇台所などにも警報器を設置している。 (管内では義務付けられていませんが、安心安全のためにも設置しましょう!)	
○(天井に設置の場合) 警報器を壁から60cm以上離して天井に設置している。	
○(壁に設置の場合) 天井から15cm~50cmの間に設置している。	
○(梁がある場合) 警報器を梁から60cm以上離して天井に設置している。	
○エアコンや換気扇の噴出し口から1.5m以上離して設置している。	
〇居住者にあった警報器(振動するものや光るものなど)を設置している。	
毎年1回は点検しましょう!	
○定期的に動作の確認を行っている。	
〇ホコリや油汚れなどが付着していない。	



# 25 21 21 21 20 12 13 10 H23.6月設置の義務化 6 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26

住宅火災発生件数

図 2

# 家にいるから大丈夫!

たくさんあります などが気づいて通報するケー 家人が気づくのと同じくらい 0 警報音が鳴って をご覧ください。 は誰でしょうか と思った方は火災感知者 ? 番 初 家族などの 「もちろん めに 気づ **図** 

命と財産を守りましょう。 警報器を正しく設置し大切 な

### かったケー 管内でも10件! 助かった件数は県内で214件 警報器の設置により 18 管内 で 年から26 ŧ スがありまし 10 (新発田· 件の 大事に至ら 8 市 月 県内で2 まで 胎内市、 0 間 の火を消した。その かっ 新発田市内で が気付き119番通 忘れたため警報器が ブルに鍋をかけ 成26年5月 その後、 知らせ、 したため火災には -スがあ の

成

住宅火災の防止につながって た平成23年度から減 も火災を知らせる効果があります。 音に気づく事例も多く、家の外部に **図** 2 また、 このように隣人や通行人が警報 を見ると設置義務となっ 管内の住宅火災発生件数 少傾向にあ 11

セ、ガステーブル自宅の居間にい けたまま火を台所のガス ま 報 鳴 至ら ij

# 聖籠分署に、大型化学高所放水車を配備しました

当消防本部管内にある新潟東港東地区には、最 大10万キロリットルの原油タンクのほか、液化石 油ガスのタンクなどが多数あり、石油コンビナー ト等特別防災区域に指定されています。当消防本 部では、区域内にある特定事業所や隣接の新潟市 消防局と連携し防災に努めています。

このたび、同区域内の石油コンビナート対応と して、聖籠分署に大型化学高所放水車を更新配備 しました。

# 大型化学高所放水車

消火薬剤と水を混合し、石油コンビナート内 のタンクへ27mの高所から消火液を放出し消火 にあたります。また、離れたところからリモー トコントロールにより操作できるなど安全面を 含め、より有効な消火活動を行うことができま す。





第5回 「広域葬斎センター 願文院」

当広域事務組合で共同処理して いる各種事務を皆さんに知っても らうために、シリーズで紹介して いきます。

第5回は、「広域葬斎センター 願文院」についてです。

広域葬斎センター「願文院」は、昭和54年に、広域管 内の市町村がそれぞれ設置していた火葬場を一つに集約し、 現在の新発田市古楯地内に設置されました。「願文院」の 名称は、日本一小さい山脈と呼ばれる新発田市、胎内市に またがる櫛形山脈にある願文山(標高約250m)から名付 けられたもので、願文山は、昔ある僧がこの山の御堂に こもり写経をしながら世の平安を願ったことからこの名 がついたとされています。

現在、衛広域斎場公社に火葬業務を委託し運営してい ます。



### 広域葬斎センター 願文院からのお願い

### 待合室の利用について

火葬を行っている間(約1時間半)にご利用いただける待合室とし て、和室5室とロビーがあります。利用にあたりましては、スペース の都合上、30名以下にしていただくようお願いいたします。また、 飲食物の持込みは可能ですが、食後のゴミや容器等は必ずお持ち帰り ください。



### 棺の中に入れてはいけないもの

火葬炉の故障や事故等につながりますのでご協力をお願いします。

●金属・ガラス・陶器・ゴム製品・貨幣・ プラスチック製品

高温で溶け出すと、お骨を 変色させたり、有害ガスを 発生させます。



爆発を起こし、ご遺体や 火葬炉の内部を 損傷させます。



ご遺体にペースメーカーを装着している場合は、事前に施設職員又は葬儀業者に ご連絡ください。

住所/〒959-2409 新発田市古楯495番地 予約受付時間/8時00分から17時15分

電話/0254-33-2904 休業日/1月1日及び1月3日

次号は平成27年4月発行の予定です。 市町によって配布日が異なります。「新発田地域広域 事務組合 広報」に関する皆さんからのご意見、ご感 想をお待ちしています。

新発田地域広域事務組合 事務局総務書 〒957-0053 新潟県新発田市中央町5-4 ☎ 0254-26-1501 FAX 0254-23-558 編集・発行 事務局総務課企画財政係

FAX 0254-23-5589

http://www.shibata-kouiki.jp/s-kouiki/ URL kizai@shibata-kouiki.jp 新発田地域広域 E-mail 印刷 島津印刷株式会社



